

松戸市母子・父子自立支援プログラム策定業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、策定員が、個々のひとり親家庭等の状況・ニーズ等に応じ、自立目標や支援内容等について、自立支援計画書（以下「計画書」という。）を策定することにより、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、原則として本市のひとり親家庭等の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。また、配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）とし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている生活保護受給者については対象としないものとする。

(策定員)

第3条 策定員は、次に掲げる要件を具備する者とする。

- (1) 公共職業安定所の勤務経験者、企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識及び経験がある者
- (2) 母子・父子福祉に関する理解と熱意を有し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者
- 2 就業支援専門員を兼務することとする。就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化する。
- 3 策定員は、第6条に規定する委託先の従業者とする。

(事業の内容等)

第4条 策定員は、ひとり親家庭等の親の自立及び就業に向けた対応を主務として、母子・父子自立支援員等との連携のもと、次に掲げる業務を行う。

(1) 面接の実施

ひとり親家庭等の親に対し、あらゆる機会を捉えリーフレット等により母子・父子自立支援プログラムを周知するとともに、相談窓口へ来所した者のうち自立・就労に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、相談者の意向を十分確認した上で、母子・父子自立支援プログラム策定申込書（第1号様式）を提出した者から順次個別に面接を実施する。

(2) 計画書の策定

計画書の策定に当たっては、相談者ごとの生活、子育て等の状況、求職活動及び職業能力開発の取組等の状況、自立及び就労に向けた課題、阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載した計画書（第2号様式）を策定する。

なお、関係機関との連携により、計画書の策定前に支援内容の決定がなされた場合は、計画書の策定前に支援を実施することができる。また、策定員は策定した計画書を市に報告しなければならない。

(3) 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関、関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明、情報提供等を行う。

(4) 生活保護受給者等就労支援事業への移行に伴う業務

公共職業安定所との連携による生活保護受給者等就労支援事業に移行することが望ましいと考えられる者（以下「支援対象者」という。）については、生活保護受給者等就労支援事業の説明及び意向の確認を十分行い、福祉事務所の就労支援コーディネーターと事前に相談・調整の上、総括票（第3号様式）及び個人票（第4号様式）を策定し、公共職業安定所へ送付する。

(5) 状況の把握

策定員は、母子・父子自立支援員等と連携して、適宜、相談者の生活、子育て、就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、計画書に記録し、市に報告するとともに、再度、本人から相談があった場合には、継続して相談に応じる。

(6) 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、法令等に基づき、相談者の秘密を保持する。

(7) 就業支援専門員の業務

母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等を専門に行う。その際、個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行う。

相談指導等の支援対象者は、ひとり親家庭等の親（離婚前から当該事業による支援が必要な者を含む。）とする。

(関係機関との連携等)

第5条 策定員は、その業務を行うに当たって、公共職業安定所その他関係機関、母子・父子自立支援員、民生・児童委員等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めるものとする。

(事業の委託)

第6条 この事業は、就労支援に実績のある事業者に委託して実施する。

(補則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年4月1日より適用とする。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。